

第4回「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」概要

1 日時

平成22年2月12日（金）10:00～11:30

2 場所

高知会館3階

3 議事の概要

(1) 第3回検討委員会の論点整理の確認

資料1に基づいて事務局が説明

【委員】

- ・平成22年度から、どのような研修を行うのか。

【事務局】

- ・22年度は、各部局の主管課職員などを対象に、まずは「歴史的公文書とは何か」という基本事項から研修をする予定である。23年度は、多くの職員に研修をして、歴史的公文書の重要性と保存や活用等について意識を高めていく。
- ・国立公文書館の専門官などの専門家も、研修の講師に迎えたいと考えている。

【委員長】

- ・研修は、各部局の主管課の責任者を一堂に集めて行うのか。

【事務局】

- ・22年度当初は規定の整備などを行い、22年度後半に各部局の主管課職員などを集めて研修をしたい。

【委員】

- ・研修では、職員に現物を見せながら、その公文書にどういう意味があるのかを伝えるとよいのではないか。
- ・歴史系学芸員で構成する公文書研究会に、公文書を使ったミニ展示や研修をしてもらってはどうか。

【事務局】

- ・研修では、国立公文書館の専門官などや広報広聴課が説明を行った後、実際の公文書を使った選別の研修を行いたい。

【委員長】

- ・論点整理の加筆・修正はなし。
- ・委員から出された意見の主旨をふまえて、研修などを実施すること。

(2) 高知県歴史的公文書の保存等に関する報告書（案）の確認

資料2に基づいて事務局が説明

「はじめに」、「1 歴史的公文書の定義について」

【委員長】

- ・歴史的公文書の範囲を示した表も、報告書には入れるのか。

【事務局】

- ・ そのとおり。

【委員】

- ・ 歴史的公文書の範囲として県保存、財団法人等保存、団体・個人・市町村等保存とあるが、財団法人等を特に取り出した意味はあるのか。

【事務局】

- ・ 県に近い立場の文化財団等が、歴史的な資料を保有していることを意識したものである。

【委員長】

- ・ 報告書は原文のままとする。

「2 歴史的公文書の選別基準について」

(1) 具体的な選別基準

【委員】

- ・ 「【選別基準の例】 2 4 その他、歴史的価値を有すると認められるもの」の「もの」とは、公文書を指すのか。

【事務局】

- ・ そのとおり。

(2) 選別の時期

- ・ 原文のまま了承

(3) 選別の対象とする保存期間

- ・ 原文のまま了承

(4) 永年保存区分の取り扱い

【委員】

- ・ 永年保存文書の選別は、広報広聴課が行うのか。
- ・ 永年保存を有期限とした場合、今まで永年保存として大切にしてきた文書を、各課の担当者は捨てられないのではないか。

【事務局】

- ・ 永年保存文書の選別も、文書作成課による1次選別と文書管理課による2次選別を行う。
- ・ 永年保存文書は、ほとんどが歴史的公文書として選別されるのではないかと考えている。

(5) 選別する方法

【委員】

- ・ 公文書の保存年数を確定するのは、起案時ではなく翌年度としているのか。

【事務局】

- ・ 作成時に担当者が保存年数を入力し、翌年度に所属長が確定としている。

【委員】

- ・ 「◆公文書の作成から歴史的公文書の選別までの流れ」の図の中で、選別について「文書作成課及び文書管理課での作業」とあるが、ここに1次選別・2次選別という表現を加えてはどうか。

【委員長】

- ・ 図を修正すること。

「3 歴史的公文書の保存管理について」

(1) 現用公文書の保存方法

- ・ 原文のまま了承

(2) 歴史的公文書の管理方法

ア 適正な書庫環境（温度、湿度等）での保存

- ・ 原文のまま了承

イ 管理体制

- ・ 原文のまま了承

ウ 歴史的公文書のデータベース化など

- ・ 原文のまま了承

「4 歴史的公文書の活用について」

【委員】

- ・ 歴史的公文書の閲覧に関する規定は、情報公開条例とは別に定めるのか。
- ・ 最近では、「プライバシー」ではなく「個人情報」という言葉を使うことが多いのではないか。

【事務局】

- ・ 情報公開条例を上位規定として、閲覧の規定を整備する予定である。

【委員長】

- ・ 「閲覧に必要な規定を整備する」とあるのを、「閲覧に必要な規定を別途整備する」とすること。
- ・ 「プライバシーや企業・団体等の権利」、「プライバシー等への配慮」とあるのを、「個人情報や企業・団体等の権利」、「個人情報等への配慮」とすること。

「5 歴史的公文書の広報、啓発について」

- ・ 原文のまま了承

(3) 県への報告書の提出について

委員長から県へ報告書の提出

【事務局】

- ・ 検討委員会の報告を踏まえ、県が保有する歴史的公文書を適切に保存・利用していくため、計画的に取り組む。

【委員長】

- ・ 今後の適切な取り組みを期待している。

4 閉会